琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還協定実施準備・請求権関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43691

3. 請求権処理手続に関する対米協議

取扱注意

1971年9月28日

記録のための覚書（訳文）

件名　高等弁務官布令19号及び20号に関する日本政府の質問書に対する回答

設問1に対する回答（現行の軍用地関係布令等に照らし、離作補償、営業補償、水利補償等の請求は認められるかとの質問に対するもの）

この種の損害は、補償請求がなされていたとすれば、高等弁務官布令20号3項の規定により審理され得たであろう。

しかしながら、琉球列島における米国政府の保有地の大部分は第2次大戦直後陸戦法規のもとで接収されたものであることが指摘される。接収当時、琉球列島島民の大部分は戦争のため離散していた。従つて、当時農業活動は行なわれていなかつた。

加うるに、本問において言及されている種類の損害は接収時ないし1950年7月1日前に生じたものであるから、右損害は日本国との平

和条約第19条により放棄されていると考えられる。

設問2に対する回答（現行の軍用地関係布令等に照らし、残地補償の請求は認められるかとの質問に対するもの）

設問1に対する回答に同じ。この点に関しては、個々の土地に生ずる残地の損害を軽減或いは除去するため、土地の一部分に対する使用権の設定を回避するよう細心の注意が払われている。

設問3に対する回答（現行の軍用地関係布令等に照らし、隣接財産の補償請求は認められるかとの質問に対するもの）

この種の請求は高等弁務官布令20号3項により審理可能である。同項の対象となり得る請求は、通常、関係軍の損害賠償請求手続（外国人請求法）に基づき当該土地及び（又は）物件が被つた損害の評価については特に米民政府法務局の協力を得て処理される。

設問4に対する回答（地上物件の補償は使用権設定時に買収という形で行なわれるのか、解放時に復元補償の一部として行なわれるのかとの質問に対するもの）

賃借される土地の上にある物件（農作物、立木、井戸、墓、建物およびその他の小規模構造物等）は、当該土地の所有者の所有になるものか第3者の所有になるものかを問わず、米国政府がこれを評価する。財産取得のための要求告知書には、取得されるべき土地及び夫々に対応する年間賃借料の一覧表のほか、取得されるべき物件の概要、所有者名、米国政府により支払われるべき見積り（評価）金額を表示した一覧表が添付される。　琉球政府により売渡同意書（bill of sales）が取得された物件については、当該総括賃貸借契約により、同物件に係る支払いが琉球政府に預託され、右預託金は次いで琉球政府により当該物件所有者に支払われる。かかる売渡同意者が取得されない場合、支払金

額は当該収用宣告書に従つて米政府により預託され、琉球政府は、受託者としてこれら支払金をその受領権者に支払う業務を行なう。かかる物件は従つて賃借権取得の時点で米政府により買収され支払いがなされるのであつて、「土地の復元補償の一部と看做される」のではない。

設問5に対する回答（離作、営業、水利、残地の補償支払の方法いかんとの質問に対するもの）

設問1及び2に対する回答において述べたように、米国政府の保有地の大部分は終戦直後に接収された。従つて、設問1及び2にいうような性格の損害に対する支払いは日本国との平和条約の規定に照らし米国政府の法的責任とは考えられない。

公法第89－296号（PL89－296）の規定により、米議会は講和前のいくつかの種類の請求に対し「恩恵的」支払を行なう権限を与えた。右の措置には水利権補償及び残地補償が含まれていた。本件支払は、高等弁務官布令60号の規定に基づき完了している。

設問6に対する回答（離作、営業、水利、残地、隣接財産、地上物件等に係る補償請求は土地裁判所の管轄に属するかとの質問に対するもの）

高等弁務官布令19号に基づき、土地裁判所は、訴願を受理し、収用の際に適用される諸原則に従つて適正補償に関する問題を審理し、決定する権限を有する。右には、上記第1、2、3及び4項において言及された諸問題が含まれる。

設問7に対する回答（離作、営業、水利、残地、隣接財産に係る補償算定基準いかんとの質問に対するもの）

設問1、2及び3において言及されている型の請求に関して土地裁判所が適用する基準は収用に関する法から導き出される。基本原則は、当該土地が最高度かつ最善の利用に供された場合の市場価値を基礎にして土地所有者は完全な補償を受ける権利があるということである。当該土地の上で営なまれていた営利事業の収益の喪失は、かかる事業が他の地においても十分行

ない得ることにかんがみ、通常は補償されないが、移転に伴う費用は損害として勘案すべき要素たり得る。使用権設定の対象となつた土地に属する水利権は、当該土地の価値を高めるものである。使用権設定の対象とされない隣接地に加えられた付随的損害は通常補償され得る。使用権の設定された土地の使用によりしからざる隣接地に損害を生じた場合は、外国人請求法のもとで請求を行なうことが可能であり、また、もし、請求という形が適切でなければ土地裁判所が高等弁務官布令19号2項により審理を進めても良い。

設問8に対する回答（布令19号および20号にいう「一般に認められた収用に関する法の正当な手続の原則」の意味いかんとの質問に対するもの）

一般に認められた収用に関する法の正当な手続の原則という高等弁務官布令19号2項の表現は、適正な補償なく私有財産を収用することはできないとの原則を土地裁判所が実現せねばならないとの意味である。適正な補償は、収用された土地が最高度且つ最善の利用に供されたとの前提で算定されたその土地の全価額の支払でなければならない。政府が私有地を使用し、あるいは損害を与える場合は公正な補償がなされねばならない。

設問9に対する回答（布令20号の下で契約に応じた地主は、離作、営業、水利、残地等の損害につき別途補償を求め得るかとの質問に対するもの）

上記原則は収用による取得の場合にも話し合いによる取得の場合にも適用される。然しながら、話し合いによる取得は、土地所有者が補償

額を正当且つ適正であると認めたことを意味するものである。他の契約の場合と同様、かかる同意は通常、たとえば詐欺の如く、当事者をその約束から解除する法的理由が存在しない限り、当事者を拘束する。

設問10に対する回答（「適正補償」の概念に関する米国の判例は沖縄における同概念の解釈および適用を拘束するかとの質問に対するもの）

適正な補償を決定するに際し米連邦裁判所の判例は重要な指針とはなるが、独立の判断を要求されている土地裁判所を拘束するわけではない。同様に、日本の判例も引用可能でありまた、尊重される。第1、2、3項において言及されている問題にこれらの原則を適用すれば、上記第7項に述べられた線に沿つた結論が導かれると考えられる。

設問11に対する回答（入会利益の喪失は補償の対象たり得るかとの質問に対するもの）

地方的に容認された慣習としての入会は、土地に係る法的利益を構成するものではないので、

適正な補償の原則のもとでは通常補償され得ない。法的利益を構成せぬ限り、かかる使用に係る受益者は、たとえば薪木の収集を行なう者が絶えず変わつている如く、これを確定し得ない。米国の講和前補償の措置のもとで支払われた入会補償はいずれも良好な関係を維持するために恩恵的なものとして支払われたのであつて、必ずしも法的に見て補償の対象とされるべき請求と考えられたからではなかつた。

Confidential

通損補償に関する

Questionaire

Aug. 31, 1971

In connection with certain HICOM ordinances related to the use of private lands in Okinawa by U.S. authorities, clarification is requested on the following points; an early reply will be appreciated in view of facilitating our preparation for the Extraordinary Session of the Diet to be convened for the deliberation of the Reversion Agreement:

1. Under which provisions of HICOM Ordinance No.20 are the landowners concerned protected in respect of compensation for damages done by the United States authorities in such forms as disengagement from farming, severance or deprivation of water rights heretofore enjoyed?

2. Under which provisions of HICOM Ordinance No.20 is a landowner protected in respect of the damages done in the form of the decline in the relative value of the unleased portion of his land adjacent to the leased portion?

3. What are the applicable laws for protection of the interests of the owners of lands and/or properties thereon when such lands and/or properties thereon were damaged as a result of the use of adjacent lands by the United States authorities under HICOM Ordinance No.20? (What is the significance of paragraph 3 of HICOM Ordinance No.20 in this regard?)

4. Under HICOM Ordinance No.20, the United States authorities may acquire not only the right to use private lands but also such private properties thereon as are listed in the Notices of Requirement concerned, and for the use of such lands compensation is made through payment of annual rentals or deposit of just compensation with the Government of the Ryukyu Islands. What, then, is the method of compensating the landowners concerned for their properties acquired by the United States authorities together with the lands? (Are such properties purchased and paid for at the time of acquisition by the United States authorities of the right to use the lands or is the question of compensation in this respect regarded as a part of the restoration of lands provided for in paragraph 1. a. of HICOM Ordinance No.20?)

5. How are the compensations referred to in paragraphs 1 and 2 above paid to the landowners concerned? (In case of acquisition through negotiation, are such compensations computed separately from annual rentals and paid at the time of conclusion of basic lease dontracts? In case of acquisition through condemnation, are they included as separate items in the computation of "just compensation" referred to in paragraph 2. e. of HICOM Ordinance No.20? How were such compensations paid to landowners whose lands had been already placed under the United States use on the effective date of HICOM Ordinance No.20?)

6. Can the petitions in respect of claims for compensations referred to in paragraphs 1, 2, 3 and 4 above be filed with and processed by the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands in view of its competence defined in paragraph 2 of HICOM Ordinance No.19?

7. What are the criteria by which need and extent of compensations referred to in paragraphs 1, 2 and 3 above are determined?

8. What are the "commonly accepted principles of due process in the law of eminent domain" in concrete terms referred to in paragraph 2 of HICOM Ordinance No.19 and paragraph 3 of HICOM Ordinance No.20? (Are any specific principles embodied in Federal legislation envisaged under this phrase?)

9. Need for compensations referred to in paragraphs 1 and 2 above may become an issue not only when the lands concerned were placed under the United States use through condemnation but also through negotiation. Are the principles referred to in paragraph 8 above in connection with HICOM Ordinance No.19 applied in determining such need both in cases of condemnation and negotiation, or are landowners who agreed to basic lease contracts automatically regarded as satisfied in respect of compensations referred to in paragraphs 1 and 2 above as well?

10. With respect to the judicial precedents in U.S. court explaining in concrete terms the concept of "just compensation" referred to in the Fifth Amendment of the United States Federal Constitution, is the interpretation and application of the concept of "just compensation" as used in HICOM Ordinances Nos. 19 and 20 bound by such judicial precedents? If so, what is the brief description of relevant judicial precedents in connection with paragraphs 1, 2 and 3 above?

11. When communal profit of commonage on public lands has been lost or drastically curtailed as a result of the United States use of such lands, are the damages caused thereby to the people concerned compensable under commonly accepted principles of due process in the law of eminent domain or under United States Forces claims procedures? (If not, on what ground were damages done to the practice of firewood and charcoal material collecting judged as compensable ones at the time of pre-Peace Treaty ex gratia payment?)

秘
無期限

条約局長
条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

安全保障課長

沖縄復帰準備
（請求权処理手続）

47.5.9
米北1

5月9日 在京米大使館シュミッツが

条約課有馬事務官及び米北1加藤と
会談せる際本件につき述べたところ要旨

次のとおり。

(1) 協定第4条2項にいう「日本国との協議

の決定められる」請求权処理手続に
ついては、復帰後も従来どおり陸、海、

空軍がそれぞれの請求問題を復帰前の

ものも含めて解決して行くこととなる。

従って特に本条項のために新らしい
組織を作ることはしない。米国

民政府に対する請求については
陸軍が処理する。

(2) 返還協定第4条3項については、
District Engineer が実際の

処理を行なうが、funding については
陸軍がその任に当ることとなる。

D.E. は復帰後地主連合会を通じ、
所謂講和前復元補償の

実態を調査し、どのていどの ~~支払の~~
支払額になるか等の算定を行なう。

(3) 上記(1)の各軍担当官のオフィス、

及び D.E.の事務所はいずれも

提供予定施設・C域の中にある。

外務省

秘密表示（朱印）

秘 無期限

あて先別

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	
付	そのまゝ		
属			

発送日
処理日 昭和47年5月11日
発信 タイプ 校査

文書課長 公信案（分類 ）

公信番号 米北1合 第1645号
公信日付 昭和 昭和47年5月11日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米才一課長

起案 昭和 年 5月10日

起案者 有地 電話番号 2465

協議先

受信者 在米 大河原臨時代理大使
在沖縄 高瀬大使

発信者 福田 外務大臣

写送付先

（希望発送日）
月 日

件名
沖縄復帰準備（請求及処理手続）

GA-2 11 外務省 回覧番号

米北1合第1645号
昭和47年5月11日

在外公館長殿

外務大臣

（件名）
沖縄復帰準備（請求及処理手続）

引用公・電信日付・番号

沖縄返還協定第4条2項にいう請求及処理手続に関し、5月9日在京米国大使館より当方に申し越したところ、別添メモ写しのとおり貴館（代表部）参考まで通報する。本信送付先米、沖縄委

※付属添付 付属空便（行） 付属空便（DP） 付属船便（貨） 付属船便（郵）

（※印は文書課記入）

GA-2-1 外務省

秘密表示（朱印）

秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	2
付属	その他		

発送日 処理日 昭和47年6月27日
発信 タイプ 校査

文書課長

公信案

（分類 ）

公信番号 米北1 第 956 号　公信日付 昭和47年6月26日

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

起案 昭和47年6月23日

起案者 [illegible]　電話番号 2465

協議先

受信者 在米牛場大使

発信者 福田大臣

写送付先

（希望発送日）　月　日

件名 沖縄請求権処理手続

GA-2　外務省　26 173　回覧番号

米北1 第 956 号
昭和47年6月26日

在米大使殿

外務大臣

（件名）
沖縄請求権処理手続

引用公・電信日付・番号　5月11日付往信米北1合第1645号

標記の件に関しては、その後、省須往信をもって送付した米側書簡案につき当方にて検討の結果、若干の修正を施したものを米側に提示し、その検討を求めているところ。目下在当

※付属添付 [ ]　付属空便（行）[ ]　付属空便（DP）[ ]　付属船便（貨）[ ]　付属船便（郵）[ ]

（※印は文書課記入）

GA-2-1　外務省

米大使館担当官（シュミッツ法務官）が
一時帰国中であるので、同官より
本国政府関係者との協議の結果
当館に対し何らかの連絡もありうべ
きにつき、委細別機メモ等しにより
御了知の上、米側より何らかの連絡
あった際は至急報告ありたい。

秘
無期限

DRAFT LETTER

(May 19, 1972)

Dear Mr. Yoshino:

I refer to Article IV of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and Daito Islands. Article IV provides, inter alia, that the United States Government and the Government of Japan consult regarding procedures to be established for the handling and settlement after Okinawa Reversion of claims of Japanese nationals specifically recognized in the laws of the United States or in the local laws of Okinawa applicable during the period of United States administration. The agreed Minutes regarding Article IV ~~explain~~ state that the claims of Japanese nationals (including municipalities of Okinawa) be dealt with under the provisions of Paragraph 2 of Article IV including the following:

Mr. Bunroku Yoshino,
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

(1) Claims arising from damages done to land and those relating to Declarations of Taking the settlement for which is provided for in High Commissioner Ordinance Number 20 on Acquisition of Leasehold Interest;

(2) Claims falling within the competence of the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands established by High Commissioner Ordinance Number 19;

(3) Claims the settlement for which may be sought under the laws of the United States of America respecting foreign claims;

(4) Claims of the employees of the Government of the United States of America or its instrumentalities protected under the laws of the United States of America respecting compensation for work injuries or under High Commissioner Ordinance Number 42 on Workmen's Compensation Benefits;

(5) Claims of the employees of the Government of the United States of America or its instrumentalities relating to remuneration and other benefits; and

(6) Others.

detailed procedures
& [illegible]

All within
Facs. and Areas
(except C-G)

I hereby inform

Representatives of our two governments have consulted regarding the procedures to be established by the United States to ~~dispose of~~ deal with and settle these claims, and I hereby confirm that, following these consultations, the Government of the United States has decided upon the following procedures: claims arising from damages done to land and those relating to Declarations of Taking involving ~~High~~ HICOM High Commissioner Ordinance No. 20 will be processed by personnel of the Army Corps of Engineers (West Pacific Division) whose office will remain on Okinawa as an element of the United States Army Okinawa Base Command. Offices of the Corps of Engineers will be located at _____.

Claims falling within the competence of the former land tribunal for the Ryukyu Islands will be processed without hiatus by a successor to the land tribunal, which shall be known as the Land Claims Office and which shall be attached to the headquarters of the United States Army Okinawa Base Command. The Land Claims Office will have its headquarters at _____.

Claims falling within the laws of the United States respecting foreign claims will continue to be processed by the Foreign Claims Commission of the

military services represented on Okinawa. The office of the Foreign Claims Commission of the Army is located at _____; the office of the Foreign Claims Commission of the Navy and Marine Corps is located at _____; and the office of the Foreign Claims Commission of the Air Force is located at _____.

Claims of employees of the Government of the United States of America or its instrumentalities relating to workmen's compensation will continue to be processed by the personnel offices of each military service represented on Okinawa. The Army personnel office is located at _____; the Navy and Marine Corps personnel office is located at _____; and the Air Force personnel office is located at _____.

Any other cognizable claims which do not fall within one of the categories mentioned above can be delivered to the United States Consulate General in Naha, located at _____.

U.S. resp'ble waive [illegible]

In any case wherein the claim (claims) arises out of the acts or omissions of (against) the former United States civil administration of the Ryukyus, the claims should be

The details of the procedures outlined hereabove will be made available to the claimants and the Prefectural Govt of Okinawa.

regarded as those to be filed with the appropriate office of the United States Army on Okinawa.

With respect to claims for the ex gratia contributions to be made under Paragraph 3 of Article IV, such claims will be processed by the United States Army Corps of Engineers office located on Okinawa. That office is located at _____.

The Corps of Engineers will make public detailed procedures to be followed by claimants for the ex gratia contributions.

I hope that the foregoing description of the procedures to be employed by the United States is an accurate reflection of the consultations held by representatives of our two governments. I would appreciate your confirming by reply letter if that is the case.

Sincerely,

Richard L. Sneider
Minister

Drafted by:
A/SA:CASchmitz:slb
5/19/72

秘
無期限

北米オ一課長 条約課長 法規課長

沖縄返還協定オ4条2項に基づく対米
請求权処理手続の確定について（メモ）

47. 5. 23
条規鈴木

標記の件については、5月19日在京米大シュミッツ法務官より別紙1原文の米側書簡案の提示があったので、わが方部内にて取り敢えず検討の上、5月23日、同法務官の来訪を求め、米北一加藤事務官及び条規鈴木より、米側書簡案を別紙1朱書きの通り改めるとともに、これに対する日本側返簡案を別紙2の通りとすべき旨申し入れ、併せてその背景をなすわが方の考え方につき簡単に説明した。これに対しては、シュミッツ法務官より更に若干のコメントがあったので、これ

を勘案の上、本件米側書簡の案文を別紙3の通りとすべき旨あらためて米側に申し入れることと致したい。（右申し入れに際しては事前に関係省庁の了承を得る必要がある。）

なお、シュミッツ法務官との打ち合せの要旨は下記の通りである。

記

1. 全般的な問題

(1) わが方より、協定オ4条2項の手続は米側が決定すべき性格のものであるから、米側がわが方と協議の上然るべく決定すればよいわけであり、従って、米側書簡案（別紙1原文）3ページのオ1パラグラフ及び5ページの最終

パラグラフは表現として不適当である旨指摘し、米側が通報し、わが方が返簡において通報受理を確認するとの方式を提案したところ、シュミッツ法務官も米側書簡案3ページオ1パラグラフを朱書きの如く改め、5ページ最終パラグラフを削除し、わが方返簡案を別紙2の通りとすることを了承した。

(2) 次いで、わが方より、米側書簡案は対米請求权を復帰後米側の如何なる機関が取り扱うかの点につき可成り詳細に説明しているが、米側としてかかる請求权を如何に処理するかの点については、協定第4条3項に基づく自発的支払に関連し詳細を工兵隊が公示する旨述べているに過

ぎず、不完全であるとの感触を伝えるとともに、米側としては、本件書簡において、少なくとも、各種対米請求权の復帰後の処理方式の詳細を追って明らかにする旨を明記する必要があろうと述べ、当面の解決として、米側書簡案5ページ2行目に続けて朱書きの如き一文を挿入すべき旨提案した。これに対し、シュミッツ法務官は、米国の公務員は米国政府に対する請求を容易にするような措置を率先して執ることを禁じられているから、仮に右日本側提案を基礎とする場合にもupon requestなる条件が入ることとなろうと前置きの上、本件米側書簡案の真意は、各種対米請求のうち復帰前に確立した処理手続の存在したものはすべて復帰後もこれに

よるということであり、それ故に、かかる従前の処理手続が全く存在しない協定才4条3項の自発的支払に関してのみ処理手続の詳細を公示する旨明記した次才であると述べた。（なお、同法務官は、土地裁判所は消滅し土地請求事務所に取って代られるが、右は単なる名称の変化に過ぎず新設された事務所も陸軍の通常の請求処理手続を援用することにより国防長官への上訴の可能性を含め従前の土地裁判所と同様の処理手続を踏襲し得ると考える旨述べていた。）　よって、わが方より、従前の処理方式がそのまま踏襲されるというのが米側の真意ならば、少なくとも本件書簡にその旨を明記すべきであると述べ、シュミッツ

法務官の同意を得た。（具体的な表現振りは当方で検討することになっている。）　そこで、わが方より、本件書簡については、右の手当にて足りると思うが、やはり、米側としては別途各種請求の処理方式の詳細、就中、請求処理の手続法及び実体法を日本政府及び関係住民に周知せしめるべきであるというのがわが方の基本的考え方であるので、具体的に如何なる措置を執り得るかの点につき米側において検討ありたき旨要請したところ、シュミッツ法務官は、これが検討方約した。（なお、この点に関連し、わが方より、日本政府及びその出先機関としては請求処理手続の詳細を是非とも承知しおく必要ある旨強調したのに

対し、シュミッツ法務官は、日本政府及びその出先機関としては関係請求者からの照会があった場合は、単に米側に照会すべき旨答えれば十分な筈であり、日本側の係官が請求者の照会に応じ、当該請求の帰趨を予断する如きコメントを行なうことはいずれにしても厳に控えてもらいたい旨述べていた。)

2. 個別的な問題

(1) 本件書簡の日付については、わが方より外見の問題として5月15日にback dateした方がよいと述べたのに対し、シュミッツ法務官も特に異議なき旨の感触を示した。

(2) わが方より、米側書簡案4ページ最終パラグラフは、これに先行するパラグラフにおいてany other cognizable claimsと云っている以上、重複の感あり、不要ではないかと述べたところ、シュミッツ法務官は、最終パラグラフの削除に吝かではないが、USCARは米側の諸機関中復帰により完全に消滅する唯一の例であることに鑑み、復帰前にUSCARの行為により損害を蒙った者が加害者の消滅により困惑することがないよう念のため明記したというのが米側の真意である旨答えた。よって、かかる趣旨ならば、わが方としても最終パラグラフを存置することにつき特に異議はないが、同パラグラフ中のacts or

omissions なる用語は協定第4条4項の同じ用語との関係が紛わしいことでもあり、いずれにしてもわが方としては好ましくないと思う旨述べたところ、シュミッツ法務官より、当該部分を In case of a claim against the former United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, the claim …… と改めては如何との示唆があったので、わが方としても、これにて差し支えなかるべき旨答えておいた。

(3) その他の辞句の修正については、別紙1朱書きの通りにて米側としても差し支えなき趣であった。

外務省

案　　1972 5.19

吉野 殿

私は琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第4条を引用します。第4条はながながく次のように規定している。

合衆国政府と日本国政府は、合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又は沖縄の現地法令により特に認められた日本国民の請求権を復帰後処理し解決するために設けられる手続について協議する。

第4条に関する合意議事録は第4条第2項の適用される日本国民の請求権に次のようなものが含まれるとしている。

(1) 土地に対する損害に係る請求権及び収用宣告書に係る請求権でその解決方法が賃借権の取得に関する高等弁務官布令第20号に定められているもの

(2) 高等弁務官布令第17号によって設置された琉球諸島米国土地裁判所の管轄に属する請求権

(3) 外国人の請求に関するアメリカ合衆国の法律によって解決を求めることができる請求権

(4) 労働災害の補償に関するアメリカ合衆国の法律又は労働者災害補償に関する高等弁務官布令第42号によって保護されるアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者の請求権

(5) 報酬その他の利益に係るアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者の請求権

(6) その他の請求権

両国政府の代表者はこれらの請求権を処理し解決するために定められた手続について協議し、これらの協議にもとづき合衆国政府は次のような手続を決定したことをここに確認する；

(1) 高等弁務官布令第20号に含まれる土地に対する損害に係る請求権及び収用宣告書に係る請求権は陸軍工兵隊の職員により取扱われ、その事務所は合衆国陸軍沖縄基地管区の一部として沖縄に残される。工兵隊職員の事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる。

(2) 旧琉球諸島土地裁判所の管轄に属する請求権は、合衆国陸軍沖縄基地管区司令部に付置され土地裁判所を中断なく承継する土地請求権事務所で処理される。土地請求権事務所はその司令部は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる

(3) 外国請求に関する合衆国法令の範囲内の請求権は引き続き沖縄での軍務＿＿＿＿＿＿を代表する外国請求委員会で取り扱われる。

陸軍外国請求委員会の事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる

海軍及び海兵隊外国請求委員会の事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる。

空軍外国請求委員会の事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる

(4) 労働災害の補償に関するアメリカ合衆国政府またはその機関の被用者の請求権、各軍務を沖縄において代表する職員の事務所で取扱われる。

陸軍駐員事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる。

海軍及び海兵隊駐員事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる。

空軍駐員事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる。

(5) その他の審理されるべき請求権で上述の範囲外のものは、那覇の＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる合衆国総領事に申立てることができる。

(6) 旧琉球米民政府の作為又は不作為による請求権については、沖縄合衆国陸軍の相当する事務所に帰属するものとみなされる。

(7) 協定第4条第3項による自発的支払に関する請求権は沖縄の合衆国陸軍工兵隊により取扱われ、その事務所は＿＿＿＿＿＿＿＿に置かれる。

工兵隊は自発的支払について請求者がとるべき手続の詳細を公表する。

私は合衆国によってとられるべき手続に関する以上の文章が両国政府代表者の協議を正確に表現していると思います。もしそうであれば貴下の書簡により確認されることを希望します。

リチャード．L．シュナイダー
公使

案 72.5.19
シュミッツ

大蔵省

5月23日M.T.(法務課)より入手せるもの

沖縄住民の対米請求権処理手続に関する米側案の問題点（参考意見）

[redacted]

1 日米双方の総括窓口の設定及び両者の協議の必要性

(1) 米側案は協定合意議事録の各項について別々に手続を定めているが、住民の便宜の為対外的な総括窓口を設ける必要があると思われる。

(2) 日本側としても住民に対する助言及び必要な場合に米側と協議を行なうため、沖縄開発庁総合事務局に窓口を設ける必要があると思われる。

2. 処理手続を住民に周知徹底せしめる手段

告示等の手段を駆使して住民に周知徹底せしめるための手段について米側と協議する必要がある。

3. 旧土地裁判所帰属事案の処理手続等

旧土地裁判所は準司法手続をとり、米国陸軍官に対する上訴手続も定められていたが、土地請求権事務所における取扱いの如何

現在の漁業補償事案の複雑性にかんがみできる丈け従来の方法を継続することにするかどうか

4 「その他の請求権」の取扱い

「その他の請求権」については、米総領事が扱うこととされているが、その取り扱いはどのように行なわれるのか

5. 返還地処理についての手続は最早必要ないか

[redacted]

右No2

5月29日MOLより入手

Ihrig 秋 (ろん)　47.5.29 労働省

アメリカ局長あてスナイダン公使書簡案(5月19日付)について

[illegible]

1. 請求権問題の日本側処理機関について

政府として請求権問題を統一的に処理する機関(以下日本側処理機関という。)を沖縄に設置することとし、次の事項を書簡に記載する必要がある。

(イ) 日本側処理機関は、事実によっては申告をうけた日本国民の請求権について沖縄返還協定第4条第2項に定める権限ある職員(以下米国側処理機関という。)に通告するとともに必要な協議をするものとすること。

協定にいう「協議」は手続の決定に関するもので、事実のサブスタンスに関するものは米側の処理をまって、外交ルートを通じ行なうべきものではないか。

(ロ) 米国側処理機関は、労働者災害補償あるいは賃金の支払などの請求、不当労働行為の救済等日本国民の請求権について、請求の受理、処理の経過・結果等について日本側処理機関に通知するとともに必要な協議をするものとすること。

2. 労働者災害補償について

請求権問題のうち労働者災害補償に関するものについては、日本側処理機関を通じて米国側処理機関と協議等をするほか、労働者災害補償担当機関である沖縄労働基準局が直接米側処理機関と個別的、専門

米側は、米側処理の結果について出来る限り連絡して欲

事項について連絡、協議等をする必要があるので、書簡に「沖縄労働基準局長と米側処理機関は労働者の災害補償に関する請求権に関して連絡、協議の場を設ける」旨記載すること。

(メモ)

昭和47年7月24日

本件に関し、労働者中村事務官は、R-day前においては労災補償に関して日本政府出先機関も協議にあずかった前例があり、従ってこの前例を踏襲して欲しい旨、要請越したが、在京米大 Ibrig書記官に照会したところ、日本政府出先機関が関係したのは、

(i) 被災者が米側処理機関の所在を知らず、日本側の機関にとびこんでき、手続的に米側へ本件を移送した場合。

(ii) 米側機関が訴を受けて補償を行う場合に、事故の情況、日本側の補償の態様等につき、日本側の意見を参考として聞いた場合。(日本側の help. assistance)

のみであり、事故のあと真先に日本政府がこれを受けて米側と協議したという事はない。但し、災害補償の救済が不十分であったり不合理な場合、日本政府が再びこれを取り上げることは可能である、旨の回答があった。

しかるに Ibrig の話の趣旨を中村事務官に伝え、(i) 労働者の本書簡の内容をマイクロのマメ局長宛書簡に記載することは不可能なこと。

(ii) 日米協議の前例があれば それは労働者と米側で別個話し合うこと。

(iii) 但し他者とのバランスを考慮し、「前例に従って」という場合に限ること。(米側がこれを了承することが必要なのは当然。) を強く先方に述べておいたところ、先方はこれを了承し、内部で再調整する旨答えた。

解説

47.7.27
厚生省

アメリカ局長あてスナイダー公使書簡案について

沖縄返還協定第4条第2項に関する覚書について次のとおり意見を提出します。

書簡に次の事項を記載すること。

米国の担当機関は日本国民の請求権の処理にあたっては、今後とも日本国の関係行政機関との協力関係を維持することとし、日本国民の請求権に関し両国機関は申立ての受理、結果等について相互に連絡をとり、請求権問題の円滑な解決をはかる。

秘
無期限

DRAFT LETTER

(May 15, 1972)

Dear Mr. Yoshino:

I refer to Article IV of the Agreement between Japan and the United States of America concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands. Article IV provides, inter alia, that the United States Government and the Government of Japan consult regarding procedures to be established for the handling and settlement after Okinawa Reversion of claims of Japanese nationals specifically recognized in the laws of the United States or in the local laws of Okinawa applicable during the period of United States administration.

The Agreed Minutes regarding Article IV state that the claims of Japanese nationals to be dealt with and settled pursuant to the provisions of paragraph 2 of Article IV include the following:

(1)

Mr. Bunroku Yoshino,
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

(1) Claims arising from damages done to land and those relating to Declarations of Taking the settlement for which is provided for in High Commissioner Ordinance Number 20 on Acquisition of Leasehold Interest;

(2) Claims falling within the competence of the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands established by High Commissioner Ordinance Number 19;

(3) Claims the settlement for which may be sought under the laws of the United States of America respecting foreign claims;

(4) Claims of the employees of the Government of the United States of America or its instrumentalities protected under the laws of the United States of America respecting compensation for work injuries or under High Commissioner Ordinance Number 42 on Workmen's Compensation Benefits;

(5) Claims of the employees of the Government of the United States of America or its instrumentalities relating to remuneration and other benefits; and

(6) Others.

I hereby ~~confirm~~ inform you that, following the [redacted] consultations between the officials concerned of the two governments,

the

the Government of the United States has decided upon the following procedures:

Claims arising from damages done to land and those relating to Declarations of Taking involving High Commissioner Ordinance No. 20 will be processed by personnel of the Army Corps of Engineers (West Pacific Divsion) whose office will remain on Okinawa as an element of the United States Army Okinawa Base Command. Offices of the Corps of Engineers will be located at X _____.

Claims falling within the competence of the former Land Tribunal for the Ryukyu Islands will be processed without hiatus by a successor to the Land Tribunal, which shall be known as the Land Claims Office and which shall be attached to the headquarters of the United States Army Okinawa Base Command. The Land Claims Office will have its headquarters at _____ _____.

Claims falling within the laws of the United States respecting foreign claims will continue to be processed by the Foreign Claims Commission of the military services represented on Okinawa. The office of

of the Foreign Claims Commission of the Army is located ~~at~~ in the office of staff judge advocate, bldg. 427 at Camp Zukeran; the office of the Foreign Claims Commission of the Navy is located in bldg. 452 at Naha Air Force/Navy annex and the office of the ~~and~~ Marine Corps is located at Marine Law Center, bldg. TE 1 at Camp Courtney; and the office of the Foreign Claims Commission of the Air Force is located ~~at~~ in the office of staff judge advocate, bldg. 15 at Kadena Air Base.

Claims of employees of the Government of the United States of America or its instrumentalities relating to workmen's compensation will continue to be processed by the personnel offices of each military service represented on Okinawa. The Army personnel office is located ~~at~~ in bldg. T 1600 at Camp Kue or in bldg. 100 at Machinato Service Area; the Navy and Marine Corps personnel office is located ~~at~~ in bldg. T 202 at Camp McTureous; and the Air Force personnel office is located ~~at~~ in bldg. T 50 at Kadena Air Base.

Any other cognizalbe claims which do not fall within one of the categories mentioned above can be delivered to the United States Consulate General in Naha, located ~~at~~ in Asahi Bldg., 664 Yamakushikaru, Aza Aja, Naha City.

In case of a claim against the former United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, the

the claim should be regarded as those to be filed with the appropriate office of the United States Army on Okinawa.

新規挿入分

For claims in respect of which there were established procedures for ~~settlement~~ processing before reversion, the same procedures will be followed mutatis mutandis after reversion, the details of which will be made available upon request.

With respect to claims for the ex gratia contributions to be made under paragraph 3 of Article IV, such claims will be processed by the United States Army Corps of Engineers office located on Okinawa. That office is located at _____. The Corps of Engineers will make public detailed procedures to be followed by claimants for the ex gratia contributions.

Sincerely,

Richard L. Sneider
Minister

~~Drafted by:~~
~~A/SA:CASchmitz:elb~~
~~5/19/72~~

スナイダー公使、吉野局長宛て書簡案（仮訳）

吉野局長殿　（1972.5.15 日付）

私は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 ~~について述べる。~~ ~~同協定~~ 第4条には、第4条に言及します。

~~復帰後~~ 日本国政府と合衆国政府は ~~琉球諸島及び大東諸島の~~ 合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令、又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求权の沖縄返還後の取り扱いと解決のために ~~所定の手続~~ 定められる に関して協議を行うと ~~ある。~~ いう規定があります。

~~返還協定~~ 第4条に関する合意議事録 ~~には~~ は、~~同協定~~ 第4条2の規定に従って取り扱いかつ解決する日本国民の請求权には次のものを含むと ~~ある~~ 述べています。

(1) ~~(一)~~ 土地に対する損害に係る請求权及び収用宣告書に係る請求权で、その解決方法が賃借权の取得に関する高等弁務官布令第20号に定められているもの

(2) ~~(二)~~ 高等弁務官布令第19号によって設置された琉球列島米国土地裁判所の管轄に属する請求权

(3) ~~(三)~~ 外国人の請求に関するアメリカ合衆国の法律によって解決を求めることができる請求权

(4) ~~(四)~~ 労働災害の補償に関するアメリカ合衆国の法律又は労働者災害補償に関する高等弁務官布令第42号によって保護されるアメリカ合衆国政府又はその機関の被用者

の請求权

(5) 報酬その他の利益に係るアメリカ合衆国政府又

はその機関の被用者の請求权

(6) その他の請求权

私は、ここに、

~~(上述の)日米~~両国政府関係者間の協議に従い、合衆国政府は次の手続を決定したことを ~~知らせる。~~ 貴下に通報します。

土地に対する損害に係る請求权及び高等弁務官命令第20号~~による~~関係の収用宣告書に~~関する~~係る請求权は、陸軍工兵隊(西太平洋工兵隊)により処理され、同部隊事務局は合衆国陸軍司令部(沖縄基地)の一部として沖縄に残存する。

工兵隊事務局の住所は、＿＿＿＿＿＿＿＿。

~~(4)~~ 旧琉球列島米国土地裁判所の管轄に属する請求权は、中断することなく土地裁判所の後任機関により処理される。同機関は"土地請求权事務局"(the Land Claims

Office)として合衆国陸軍沖縄基地司令部の~~一部~~となる予定である。(本部に付属すること)

土地請求权事務局の事務所は、~~住所~~＿＿＿＿＿＿＿＿。

~~(5)~~ 外国人の請求に関する~~アメリカ~~合衆国の法律に~~よって解決を求めることができる~~基づく請求权は、引き続き、在沖縄、各軍の"外国損害賠償請求委員会"(~~the~~ Foreign Claims Commission)(以下外国請求委員会と略称)によって処理される。

陸軍の外国請求委員会の住所は＿＿＿＿＿＿＿＿。

海軍及び海兵隊の 〃 ＿＿＿＿＿＿＿＿。

空軍の 〃 ＿＿＿＿＿＿＿＿。

労働者災害補償に関する~~(高等弁務官命令第42号によって保護される)~~アメリカ合衆国政府又はその機関の被用者の請求权は、在沖縄各軍人事事務局により引き続き処理される。

陸軍の人事事務局の住所は ＿＿＿＿＿＿。

海軍の海兵隊の 〃 ＿＿＿＿＿＿。

空軍の 〃 ＿＿＿＿＿＿。

審査を求め得る他の請求权で

上述の各項目に該当しないが、~~(米国援内の)管轄内の請求权は、~~ その在那覇米国総領事館に ~~[illegible]~~ 引き ＿＿＿＿＿＿ の 提出することができる。

~~[illegible]~~ 経 ~~[illegible]~~ れる。

~~在那覇米国総領事館住所 ＿＿＿＿＿＿。~~

~~前~~ 旧琉球列島米国民政府に対する請求权 ~~[illegible]~~ は、在沖縄合衆国陸軍の当該事務局所管と見なされる ~~ものとする。~~ ~~べきである。~~

適当な に係属されるべき請求权とみなす。

復帰前に、処理手続が既定されていた請求权については、同一手続が、復帰後も準用される。手続詳細は

必要な修正を経て 準 通用

その に応じ入手しうることとなる。

~~要求 [illegible] 次第 [illegible] なものにされる。~~

~~[illegible]~~ 自 ~~[illegible]~~ に基づき行なわれる

発的支払 ~~に関する~~ の請求 ~~[illegible]~~ は、在沖縄合衆国陸軍工兵部隊 事務所 により処理される。

~~在沖縄合衆国陸軍工兵部隊事務局住所は ＿＿＿＿＿＿。~~

~~[illegible]~~ 工兵部隊は、自発的支払 ~~の~~ に対する請求 ~~[illegible]~~ がとるべき ~~[illegible]~~ ~~公的詳細手続を行う。~~ 公表する。

~~敬具~~

日本国駐在 アメリカ合衆国公使

リチャード・スナイダー ~~公使~~

外務省

吉野 アメリカ局主席

秘
無期限

条約課長
法規課長
安全保障課長
アメリカ局長
参事官
北米オー課長

請求权処理手続

47. 6. 20

米北1

6月19日在京米大シュミッツに対し、

米北1加藤より、沖縄返還協定第4条の請求权処理手続に関する別添の日本側

案文に関する米側の検討状況如何と質したところ、「シュ」は、(イ) 米側は日本側

案文に異議はない、(ロ) ただ米側内部の問題~~として~~であるが、米側は当初より土地

裁判所関係の問題はD.E.をして処理せしめる方針であった(実際のland record

GA-5

4571

外務省

はD.E.が保有している)、しかしD.E.の

administrative overheadの問題が本国ではまだ決着がついておらず、

協定

場合によっては、4条3項の復元補償の方はD.E.が手がけても、土地裁判所

関係はD.E.による処理から外されるということとなる可能性が絶無とは

本件書簡案

云えないので、~~最終的~~をファイナライズ出来ないでいる、(ハ) 自分(「シュ」)は

6月20日から5週間の予定を以て本国に帰るが、その際関係者に会って

本件解決につき督促するとともに、結果を何らか適当なチャネルにより

日本側にお伝えすることとしたい旨述べたとりあえず。

GA-6

外務省